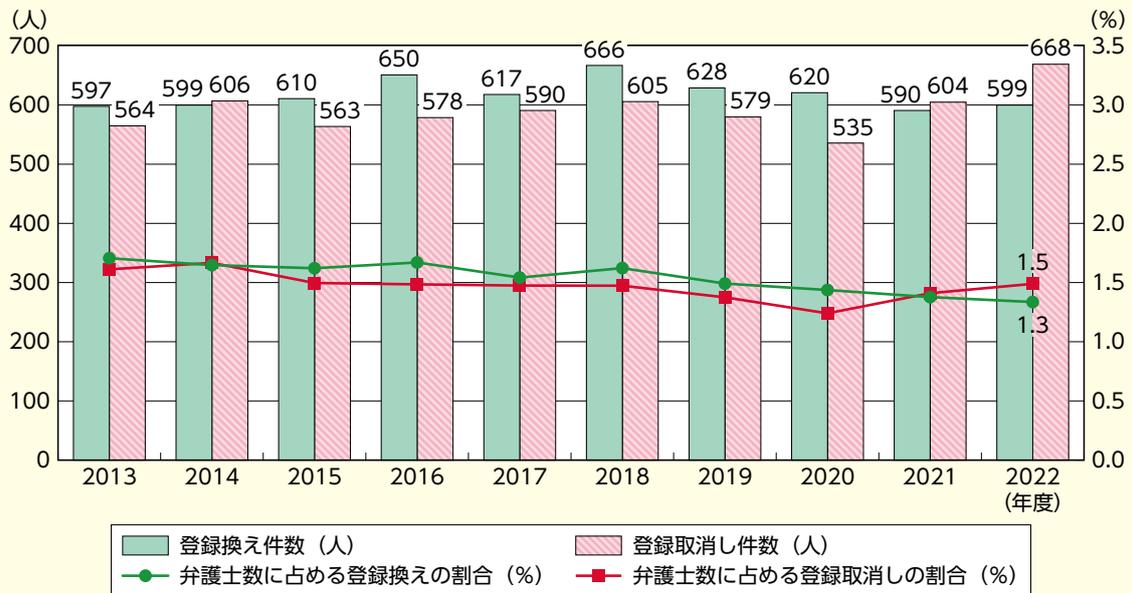


7 登録換え・弁護士登録取消し件数

以下は、2013年度から2022年度までの登録換え・弁護士登録取消し件数の推移と弁護士全体に占める割合、及び弁護士登録取消し件数の事由別の内訳についてまとめたものである。

資料1-1-11 登録換え・登録取消し件数の推移と弁護士数に占める割合



- 【注】 1. 「登録換え」とは、所属する弁護士会を変更することである。弁護士は、所属弁護士会の地域内に法律事務所を設けなければならないため、地域外に法律事務所を設ける場合、所属弁護士会を変更する必要がある。
2. 割合は、各件数を各年度末にあたる3月31日現在の弁護士数でそれぞれ除したものである。

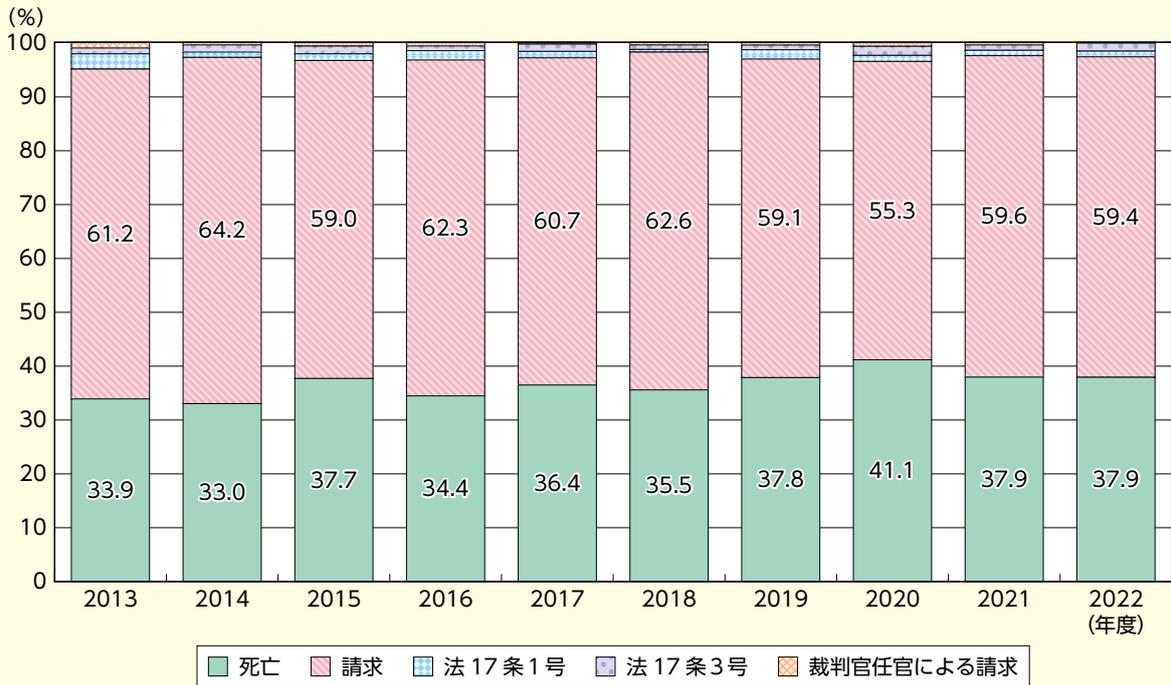
資料1-1-12 弁護士登録取消し件数の事由別内訳

(単位：人)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
裁判官任官による請求	6 (1)	3 (0)	4 (2)	4 (1)	2 (2)	3 (1)	3 (1)	4 (1)	3 (2)	1 (1)
法17条3号	6 (1)	8 (0)	8 (0)	5 (0)	8 (1)	5 (0)	5 (0)	9 (1)	6 (1)	10 (0)
法17条1号	16 (0)	6 (0)	7 (0)	10 (0)	7 (0)	3 (0)	10 (2)	6 (0)	6 (0)	7 (0)
請求	345 (98)	389 (134)	332 (111)	360 (114)	358 (99)	379 (114)	342 (89)	296 (74)	360 (97)	397 (92)
死亡	191 (8)	200 (6)	212 (6)	199 (4)	215 (7)	215 (10)	219 (12)	220 (3)	229 (9)	253 (16)
合計	564 (108)	606 (140)	563 (119)	578 (119)	590 (109)	605 (125)	579 (104)	535 (79)	604 (109)	668 (109)

【注】 () 内の数字は内女性数である。

資料1-1-13 弁護士登録取消し件数の事由別割合



- 【注】 1. 割合は、各年度の取消し事由（請求・死亡）件数を各年度の取消し件数の合計でそれぞれ除したもの。
 2. 弁護士法第17条抜粋
 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。
 第1号…弁護士が第7条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 第3号…弁護士について退会命令、除名又は第13条の規定による登録取消しが確定したとき。
 3. 弁護士法第7条抜粋
 次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。
 第1号…禁錮以上の刑に処せられた者
 第3号…懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、若しくは公務員であつて免職され、又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
 第4号…破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

資料1-1-14 修習期別登録取消し件数（取消し事由が「請求」の者のみ）

2015年度				2016年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)
63期以降	10,611 (2,464)	93 (45)	0.9% (1.8%)	64期以降	10,323 (2,324)	94 (46)	0.9% (2.0%)
58期～62期	8,336 (1,940)	83 (37)	1.0% (1.9%)	59期～63期	9,224 (2,167)	106 (40)	1.1% (1.8%)
48期～57期	6,635 (1,512)	31 (20)	0.5% (1.3%)	49期～58期	7,060 (1,624)	30 (18)	0.4% (1.1%)
38期～47期	3,699 (438)	10 (2)	0.3% (0.5%)	39期～48期	3,852 (504)	13 (1)	0.3% (0.2%)
28期～37期	3,417 (259)	21 (3)	0.6% (1.2%)	29期～38期	3,386 (270)	23 (2)	0.7% (0.7%)
27期以前	4,428 (268)	74 (3)	1.7% (1.1%)	28期以前	4,598 (277)	78 (6)	1.7% (2.2%)
合計	37,126 (6,881)	312 (110)	0.8% (1.6%)	合計	38,443 (7,166)	344 (113)	0.9% (1.6%)

2017年度				2018年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)
65期以降	9,821 (2,133)	95 (34)	1.0% (1.6%)	66期以降	9,306 (2,001)	91 (35)	1.0% (1.7%)
60期～64期	9,866 (2,373)	101 (45)	1.0% (1.9%)	61期～65期	9,641 (2,318)	106 (46)	1.1% (2.0%)
50期～59期	7,750 (1,783)	27 (14)	0.3% (0.8%)	51期～60期	9,260 (2,131)	48 (23)	0.5% (1.1%)
40期～49期	4,033 (578)	15 (3)	0.4% (0.5%)	41期～50期	4,222 (653)	11 (3)	0.3% (0.5%)
30期～39期	3,354 (294)	21 (0)	0.6% (0.0%)	31期～40期	3,377 (305)	17 (3)	0.5% (1.0%)
29期以前	4,721 (287)	88 (3)	1.9% (1.0%)	30期以前	4,809 (294)	87 (4)	1.8% (1.4%)
合計	39,545 (7,448)	347 (99)	0.9% (1.3%)	合計	40,615 (7,702)	360 (114)	0.9% (1.5%)

2019年度				2020年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)
67期以降	7,010 (1,875)	65 (26)	0.9% (1.4%)	68期以降	8,469 (1,826)	48 (16)	0.6% (0.9%)
62期～66期	7,092 (2,245)	103 (37)	1.5% (1.6%)	63期～67期	9,031 (2,099)	78 (27)	0.9% (1.3%)
52期～61期	8,255 (2,522)	33 (15)	0.4% (0.6%)	53期～62期	12,241 (2,887)	42 (17)	0.3% (0.6%)
42期～51期	3,674 (738)	14 (3)	0.4% (0.4%)	43期～52期	4,612 (844)	10 (4)	0.2% (0.5%)
32期～41期	3,037 (311)	21 (4)	0.7% (1.3%)	33期～42期	3,357 (338)	18 (1)	0.5% (0.3%)
31期以前	4,603 (312)	88 (3)	1.9% (1.0%)	32期以前	5,008 (326)	84 (8)	1.7% (2.5%)
合計	33,671 (8,003)	324 (88)	1.0% (1.1%)	合計	42,718 (8,320)	280 (73)	0.7% (0.9%)

2021年度				2022年度			
修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)	修習期	A. 弁護士数	B. 取消請求者	C. 弁護士数に占める割合(B/A)
69期以降	6,928 (1,487)	67 (24)	1.0% (1.6%)	70期以降	7,770 (1,786)	55 (21)	0.7% (1.2%)
64期～68期	8,715 (1,996)	100 (40)	1.1% (2.0%)	65期～69期	8,377 (1,789)	95 (35)	1.1% (2.0%)
54期～63期	13,489 (3,188)	46 (18)	0.3% (0.6%)	55期～64期	14,615 (3,477)	61 (24)	0.4% (0.7%)
44期～53期	4,840 (958)	21 (8)	0.4% (0.8%)	45期～54期	5,186 (1,111)	34 (8)	0.7% (0.7%)
34期～43期	3,343 (343)	15 (1)	0.4% (0.3%)	35期～44期	3,333 (361)	22 (1)	0.7% (0.3%)
33期以前	5,100 (345)	96 (5)	1.9% (1.4%)	34期以前	5,165 (363)	112 (3)	2.2% (0.8%)
合計	42,415 (8,317)	345 (96)	0.8% (1.2%)	合計	44,446 (8,887)	379 (92)	0.9% (1.0%)

- 【注】 1. 本表は、各年度に登録取消しをした者のうち、取消し事由が「請求」であったもののみをまとめたものである。
2. () 内の数字は内女性数。
3. 数値は、各年度末にあたる3月31日現在。
4. 登録取消し請求の理由については、高齢、健康上の理由、任期付公務員としての就業、留学、出産・育児等が挙げられる（ただし、詳細な申告は義務付けていない）。
5. 司法修習を経由していない登録者（弁護士法第5条等）による登録取消し請求は含めていない。